

桜井鉄工株式会社に対する課徴金の納付を命ずる審決について
(日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の入札談合)

平成20年11月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人桜井鉄工株式会社(以下「被審人」という。)に対し、平成18年5月29日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成20年11月19日、被審人に対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる審決を行った(本件平成18年(判)第3号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)。

1 被審人の概要

事業者名	所在地	代表者
桜井鉄工株式会社	札幌市清田区清田一条一丁目4番30号	森岡 彬眞

2 本件の経緯

平成17年 9月29日 勧告(平成17年(勧)第13号)
11月18日 勧告審決
平成18年 3月24日 課徴金納付命令
5月29日 審判開始決定
7月10日 第1回審判

平成20年 2月 8日 第9回審判(審判手続終結)
10月 9日 審決案送達
10月23日 審決案に対する異議の申立て
11月19日 課徴金の納付を命ずる審決

3 主文

被審人は、課徴金として金1378万円を平成21年1月19日までに国庫に納付しなければならない。

4 審決の概要

(1) 課徴金に係る違反行為の概要

被審人は、他の事業者と共同して、日本道路公団が支社、建設局及び管理局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により鋼橋上部工工事として発注する工事(鋼橋上部工工事以外の工種と一体として発注する工事を含む。以下「日本道路公

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

団発注の鋼橋上部工工事」という。)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の取引分野における競争を実質的に制限していた(以下、この行為を「本件違反行為」という。)

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人の実行期間は、平成14年9月26日から同17年3月31日までであり、この期間における日本道路公団発注の鋼橋上部工工事に係る被審人の売上額は、2件の契約により定められた対価の額を合計した4億5962万7106円である。課徴金の額は、この売上額に100分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を除いた1378万円である。

(3) 本件の争点

- ア 本審判手続において本件違反行為の存否について争えるか。(争点1)
- イ 審決案別紙記載の番号1の物件(以下「綿打高架橋工事」という。)及び番号2の物件(以下「白狐川橋工事」という。)は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか。(争点2)

(4) 争点に対する判断の概要

- ア 争点1(本審判手続において本件違反行為の存否は争えるか)について
本審判手続は、勧告審決である本案審決がなされた後に課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金審判手続であるところ、かかる課徴金審判手続においては、その手続の被審人に対し、勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争う機会を与えなければならないとする理由は存しない。
したがって、被審人が本件違反行為を行っていたことは、本審判手続において争うことはできない。
なお、証拠上も、被審人は本件違反行為の当事者であったと認められる。
また、被審人による本件勧告の応諾が任意性を欠いていたとは到底認められない。

- イ 争点2(綿打高架橋工事及び白狐川橋工事は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか)について

(ア) 当該役務の解釈

本件違反行為における基本合意(以下「本件基本合意」という。)に基づいて受注予定者が決定されることによって競争制限効果が具体的に生じたものは、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当すると解すべきである。

(イ) 綿打高架橋工事について

綿打高架橋工事については、日本道路公団東京管理局が指名競争入札の方法により発注したBランク^(注)の鋼橋上部工工事であることについては争いのないところ、証拠により認定した事実を照らすと、Bランクの工事についても、石川島播磨重工業株式会社(以下「石川島播磨」という。)の担当者から受注を希望する本件違反行為の当事者に対して、落札予定者である旨の連絡が行われており、本件基本合意はBランクの工事をも受注調整の対象としていることが認められ、また、本件違反行為の当事者と認

められる被審人が受注したのであるから、特段の事情のない限り、綿打高架橋工事について、被審人が、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて、受注予定者となったものと推認すべきである。

そして、上記特段の事情はうかがわれないのみならず、各証拠にも照らすと、綿打高架橋工事については、本件基本合意に基づいて、被審人が、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて受注予定者に決定され、受注したことが認められる。

また、綿打高架橋工事の入札参加者10社のうち本件違反行為の当事者は被審人と東鋼橋梁株式会社の2社のみで、その余の8社は本件違反行為の当事者以外の者であることが認められるが、基本合意に基づき受注予定者が決定されたことが認められれば、特段の事情のない限り、個別物件において競争制限効果が具体的に発生したというべきであるところ、上記のように単に本件違反行為の当事者以外の者が8社、同工事の入札に参加していたというだけでは、上記特段の事情があるとはいえず、かえって、本案審決及び各証拠によれば、上記8社がそれぞれ、本件違反行為の当事者である親会社等の指示又は被審人からの依頼を受けるなどして被審人の落札に協力したことが認められる。

したがって、同工事について、競争制限効果が具体的に生じたものと認められる。

(注) 設計額が4億円未満の工事をいう。

(ウ) 白狐川橋工事について

白狐川橋工事については、日本道路公団東京建設局が指名競争入札の方法により発注したBランクの鋼橋上部工工事であることであることについては争いがないところ、Bランクの工事も本件違反行為の対象工事であり、また、本件違反行為の当事者と認められる被審人が受注したのであるから、前記(イ)と同様、白狐川橋工事についても、特段の事情がない限り、被審人が、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて、受注予定者となったと推認すべきである。

そして、上記特段の事情はうかがわれないのみならず、各証拠にも照らすと、白狐川橋工事についても、本件基本合意に基づいて、被審人が、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて受注予定者に決定され、受注したことが認められる。

また、白狐川橋工事の入札参加者10社のうち本件違反行為の当事者は被審人と辻産業株式会社の2社のみで、その余の8社は本件違反行為の当事者以外の者であることが認められるが、単に本件違反行為の当事者以外の者が8社、同工事の入札に参加していたというだけでは、上記特段の事情があるとはいえないことなどは前記(イ)で述べたとおりであり、かえって、本案審決及び各証拠によれば、上記8社がそれぞれ、本件違反行為の当事者である親会社等の指示又は被審人からの依頼を受けるなどして被審人の落札に協力したことが認められる。

したがって、同工事についても、前記(イ)と同様、競争制限効果が具体的に生じたものと認められる。

審 決

札幌市清田区清田一条一丁目4番30号

被審人 桜井鉄工株式会社

同代表者	代表取締役	森	岡	彬	眞
同代理人	弁 護 士	吉	岡	桂	輔
同		辻		千	晶
同		清	野	英	之
同		中	村	英	示
同		楠	部	亮	太

公正取引委員会は、上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第82条の規定により審判長審判官原啓一郎、審判官小林涉及び審判官佐藤郁美から提出された事件記録及び規則第84条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官らから提出された別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主 文

被審人は、課徴金として金1378万円を平成21年1月19日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

- 1 当委員会の認定した事実、証拠、判断及び法令の適用は、いずれも別紙審決案の理由第1ないし第5と同一であるから、これを引用する（ただし、別紙審決案の14ページ30行目の「A会の会員である」を削り、同18ページ5行目の「綿

- 打高架橋工事の指名業者である川鉄橋梁」を「綿打高架橋工事の指名業者である川鉄シビル及びリバーsteelの親会社である川鉄橋梁」に改める。)。
- 2 よって、被審人に対し、独占禁止法第54条の2第1項及び規則第87条第1項の規定により、主文のとおり審決する。

平成20年11月19日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 山 田 昭 雄

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

平成18年(判)第3号

審 決 案

札幌市清田区清田一条一丁目4番30号

被審人 桜井鉄工株式会社

同代表者	代表取締役	森	岡	彬	眞
同代理人	弁 護 士	吉	岡	桂	輔
同		辻		千	晶
同		清	野	英	之
同		中	村	英	示
同		楠	部	亮	太

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第51条の2及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第31条第1項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると考え、規則第82条及び第83条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主 文

被審人は、課徴金として金1378万円を国庫に納付しなければならない。

理 由

第1 事実

1 課徴金に係る違反行為

被審人は、別添平成17年(勸)第13号審決書(写し。以下「本案審決」という。)記載のとおり、他の事業者と共同して、日本道路公団が支社、建設局及び管理局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により鋼橋上部工工事として発注する工事(鋼橋上部工工事以外の工種と一体として発注する工事を含ま。以下「日本道路公団発注の鋼橋上部工工事」という。)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであり、かつ、同法第7条の2第1項に規定する役務の対価に係るものである。(上記内容の本案審決が行われたことについては争いがない。)

2 課徴金の計算の基礎となる事実

- (1) 被審人は、鋼橋上部工工事の請負業を営む者である。(争いがない。)
- (2) 被審人が前記1記載の違反行為(以下「本件違反行為」という。)の実行としての事業活動を行った日は、平成14年9月26日である。また、被審人は、平成17年4月1日以降、本件違反行為を行っておらず、同年3月31日にその実行としての事業活動はなくなっている。(争いがない。)

したがって、被審人については、独占禁止法第7条の2第1項の規定する実行期間は、平成14年9月26日から平成17年3月31日までとなる。

- (3) 前記実行期間における日本道路公団発注の鋼橋上部工工事に係る被審人の売上額は、改正法附則第2条のなお従前の例によることとする規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第318号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第6条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙のとおり、2件の契約により定められた対価の額を合計した4億5962万7106円である。(別紙記載の各事実については争いがない。なお、当該契約金額が、課徴金の算定の基礎となることについて、後記「第4 審判官の判断」において認定し、判断する。)

3 課徴金額の算定

被審人が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項及び第2項の規定により、前記4億5962万7106円に100分の3を乗じて得た額から、同条第4項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された1378万円である。

第2 本件の争点

- 1 本審判手続において本件違反行為の存否について争えるか。
- 2 別紙記載の番号1の物件（以下「綿打高架橋工事」という。）及び番号2の物件（以下「白狐川橋工事」という。）は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか。

第3 双方の主張

- 1 争点1（本審判手続において本件違反行為の存否について争えるか）について

(1) 審査官の主張

ア 本審判手続は、勧告審決である本案審決がなされた後に課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金審判手続であるところ、かかる課徴金審判手続においては、その手続の被審人に対し、勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争う機会を与えなければならないとする理由は存しない（公正取引委員会平成18年4月26日審決・公正取引委員会審決集第53巻57頁[長谷川土木工業株式会社に対する件]、公正取引委員会平成15年11月7日決定・公正取引委員会審決集第50巻543頁[株式会社バイタルネットに対する件]、公正取引委員会昭和59年2月2日審決・公正取引委員会審決集第30巻56頁[レンゴー株式会社に対する件]等参照）。

したがって、被審人の主張は、本審判手続における審理の対象とならないものであるから、その当否を論ずるまでもなく失当である。

なお、被審人の指摘する横石興業事件に関する審決取消訴訟である東京高等裁判所平成18年2月3日判決・公正取引委員会審決集第52巻731頁（以下「平成18年東京高裁判決」という。）における判断は、そもそも当該審決取消訴訟における争点ではない問題に対して傍論として付言されたものであり、判決の結論を導くのに必要ない法律問題に関する意見にとどまるものである。

イ 被審人は、本件違反行為についての勧告を応諾したのは、被審人や被審人の関連会社の民事再生手続で忙殺されていたからである旨主張する。しかし、当時、売上確保に追われていた被審人が、本件違反行為が存在していないと確信しながら勧告を応諾し、指名停止により官公庁が発注する物件の新規受注の可能性を当面閉ざすこととなる選択をするのは不自然である。また、被審人が国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局の3地方整備局（以下「3地整」という。）に係る件及び本件についての勧告に対し、全く一律に応諾期限の延長を申し出たこと、そして延長後の回答期限である平成17年10月26日に、被審人は両事件の勧告を同時に応諾していることを考え合わせると、被審人の対応は、専ら指名停止の原因となる勧告の応諾を少しでも先延ばしにするという経営上の判断に尽きることは明らかであって、行ってもいない違反行為を認めるよう公正取引委員会から圧力を受けたために勧告の応諾に至ったかのような被審人の主張は、後付けの弁解にすぎない。

さらに、被審人は、被審人社内においては、平成17年7月5日ころの時点で既に被審人が「談合組織47社の1員」である旨、すなわち、違反行為に参加していた旨役員会報告がなされていた（審第13号証）にもかかわらず、公正取引委員会に対してその後も違反行為への参加を全面的に否定していた事実を照らせば、被審人は違反行為への関与を確認しながらも行政処分などを免れようとする意図の下、違反行為を行っていないと虚偽の弁解をしていたにすぎない。本件などに関する刑事事件の捜査が進展して本件違反行為の当事者の大多数が違反事実を認め、公正取引委員会からの勧告をも応諾するという対応を採ることとなったことから、被審人も、弁護士とも十分に相談の上で、虚偽の弁解を続けることを断念して勧告を応諾したと考えられる。

(2) 被審人の主張

ア 被審人は、平成17年9月29日、公正取引委員会より、本件違反行為を行ったとして、排除勧告（以下「本件勧告」という。）を受け、同年10月26日これに応じたものであるが、平成18年東京高裁判決は、勧告審決が確定した場合であっても、課徴金審判手続において、勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争うことができる旨判示して

いるのであるから，本審判手続においても，本案審決にかかわらず，被審人は，本案審決の主文に係る違反行為の存在について争うことができる。

そして，被審人は，本件違反行為を行っていない。

イ 被審人は，公正取引委員会等により本件違反行為の調査が開始された当初から一貫して本件違反行為への関与を否定していた。しかし，被審人は，本件勧告があった平成17年10月ころ，被審人や関連会社の民事再生手続で忙殺されていることに加え，公正取引委員会から，本件違反行為を認めるよう強い圧力をかけられたため，争うことが不可能であると考え，応諾期間の延長を認めてくれるのであれば，応諾することもやむを得ないと考えたものである。

加えて，被審人は，本件違反行為で問題となっているような談合には今後関与するつもりはなく，本案審決で言い渡される命令に従うことには異論がなかったので，本件勧告に応じることとしたのである。

なお，被審人が，本件と同時期に排除勧告を応諾した3地整の事件に係る工事について，課徴金納付に応じたのは，被審人が受注した3地整の工事は，Aランクの工事であり，また，仕切役の割付表に基づき受注していた物件，すなわち，談合の対象物件であったからである。

2 争点2（綿打高架橋工事及び白狐川橋工事は，独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか）について

(1) 審査官の主張

ア 本件基本合意について

(ア) 本件違反行為の対象役務は，本案審決に明示されているように，「日本道路公団が支社，建設局及び管理局において競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）により鋼橋上部工工事として発注する工事」であり，当該工事のうちAランクに格付けされる工事（以下「Aランクの工事」という。）や設計額4億円未満のBランクに格付けされる工事（以下「Bランクの工事」という。）といった工事の種類によって限定されていない。

また，本件違反行為における基本合意（以下「本件基本合意」という。）の内容は，石川島播磨重工業株式会社（以下「石川島播磨」という。）の担当者らから落札予定者である旨の連絡を受けた者又は

共同企業体を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする、
受注すべき価格は、受注予定者（受注予定者が共同企業体である場合にあってはその代表者）が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する、というものである。そして、Bランクの工事に関しては、本件違反行為の当事者が受注を希望する場合は、相指名業者に受注予定者になることについて了解を得て、その旨上記石川島播磨の担当者らに申出をして、上記本件基本合意の内容に沿って、同人らから落札予定者である旨の連絡を受けて受注予定者となることが決定されていたのである。

(イ) 本件においては、本件違反行為の当事者間の共通の認識のうち、石川島播磨の担当者らからの連絡を受けた者を受注予定者とするという認識を核心とする合意があって、本件違反行為の当事者がかかる合意によって相互に事業活動を拘束していると認められたため、かかる合意に基づいて受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことを本件違反行為と主張しているのである。日本道路公団元理事らの関与が、本件違反行為の当事者が受注調整を継続して行う上である程度重要な役割を担っていたとしても、そのような事実の認識は必ずしも本件違反行為の当事者間において共通のものではないし、事業活動の相互拘束の内容として直接的に機能していたものではない。また、本案審決の「事実3」にみられるような本件基本合意の記述は他の審決と比較しても至って一般的なものであり、決して被審人の防御権を不当に制限するようなものではない。

イ 綿打高架橋工事及び白狐川橋工事の「当該役務」該当性

(ア) 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該役務」とは、違反行為の対象となった役務全体を指すが、本件のような受注調整の場合には、基本合意に基づいて受注予定者が決定されること又は受注予定者が決定されるまでには至らなくても調整手続に上程されることによって、具体的に競争制限効果が発生するに至ったものをいう（公正取引委員会平成17年9月28日審決・公正取引委員会審決集第52巻100頁[岡崎管工株式会社に対する件]）。

そして、競争制限効果の発生は、本件基本合意に基づき本件違反行為の当事者が受注予定者の受注に協力したという事実から、本来行わ

れるべき入札参加事業者による自由な競争が行われなかったことが認められれば足り、受注予定者が受注できるようにすべての相指名業者が協力することまでを要件とするものではない。

(イ) 綿打高架橋工事

a 綿打高架橋工事は、被審人が石川島播磨の担当者である清宮正美（以下「石川島播磨の清宮」という。）から落札予定者である旨の連絡を受け、被審人が受注予定者となった。

その後、被審人は本件違反行為の当事者である相指名業者の東鋼橋梁株式会社（以下「東鋼橋梁」という。）に入札価格の連絡を行い、東鋼橋梁が被審人よりも高い価格で入札することにより、被審人は、綿打高架橋工事の2回にわたる入札において、いずれも入札参加者の中で最低の価格で入札した。

そして、日本道路公団東京管理局は、綿打高架橋工事の入札において、2回にわたる入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がなかったことから、最低の価格で入札した被審人に見積価格を提示させ、当該見積価格が予定価格の制限に達したことから被審人が綿打高架橋工事を受注した。

また、被審人は、綿打高架橋工事の入札に当たっては、被審人が落札受注できるように本件違反行為の当事者以外の相指名業者からも協力を得ていた。

b 被審人は、入札において、受注予定者に決定され、さらに、相指名業者の協力を得て、最低の価格で入札することができ、これにより随意契約交渉の当事者となり受注に至ったものであり、かかる最低の価格による入札によって被審人が綿打高架橋工事を受注することが決定付けられた時点において、具体的に競争制限効果が発生するに至っていたものといえる。

(ウ) 白狐川橋工事

a 白狐川橋工事は、被審人が石川島播磨の清宮から落札予定者である旨の連絡を受け、受注予定者となった。

その後、被審人は本件違反行為の当事者である相指名業者の辻産業株式会社（以下「辻産業」という。）に入札価格の連絡を行い、辻産業が被審人よりも高い価格で入札することにより、被審人は白

狐川橋工事を落札，受注した。

また，白狐川橋工事の入札に当たっては，被審人が落札受注できるように本件違反行為の当事者以外の相指名業者からも協力を得て，自己の定めた価格で受注できた。

- b 白狐川橋工事については，本件基本合意に基づき受注予定者が決定され，本件違反行為の当事者である辻産業は本件基本合意に基づき被審人が受注できるように協力したことにより，本来行われるべき入札参加事業者全員による自由な競争が行われなかったのであるから，具体的に競争制限効果は発生している。

また，被審人は，白狐川橋工事の入札において，自己の定めた価格で入札することができたのであるから，かかる入札の時点において，既に具体的に競争制限効果が発生するに至ったといえるのであって，被審人が現実に損失を生ずるような価格で受注していたか否かは，具体的に競争制限効果が発生するに至ったか否かの判断を左右しない。

ウ 供述調書の信用性

被審人の供述調書の信用性に関する所論は，一方で審査官提出の全供述調書の信用性を否定しつつ，他方で一部の供述調書の内容が自らの主張に沿った事実を示すものであるかのようにも述べており，その証拠に対する評価には一貫性がなく極めて恣意的なものといわざるを得ない。また，供述調書には被審人が主張するような不整合もない。

被審人は，「審査官提出の供述調書は，そのほとんどが，被審人が審判を申立てた後に作成されたものである」ことを理由に，供述調書に信用性がない旨主張するが，被審人が主張するこの理由は，「被審人が審判を申立てた後に作成された」ことの一事をもって供述調書の信用性が否定されるとの考えに基づくものようであるが，そのような考えには全く合理性がない。

(2) 被審人の主張

ア 本件基本合意について

本案審決では，まず，本案審決の「事実2」で日本道路公団元理事ら作成の割付表に基づく落札予定者の決定方法について述べた上で，石川島播磨の担当者がこの割付表に基づき落札予定者に連絡していること

を認定し、それに続いて、石川島播磨の担当者からの連絡により割付表で決められた落札予定者を受注予定者とする合意があるとしているのであり、当該記載からすれば、本案審決の「事実3」の基本合意は、「事実2」に記載された割付表に基づく連絡を受けた場合のことを述べているのは明らかである。

したがって、本件違反行為とは、日本道路公団元理事らが、日本道路公団発注の工事を本件違反行為の当事者に割り付ける割付表を作成して受注調整をし、その受注調整の結果を石川島播磨の担当者が落札予定者及び相指名業者に連絡し、この連絡を受けた落札予定者及び相指名業者は、当該落札予定者を受注予定者とし、受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する旨の合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為と解するほかはない。

本案審決の「事実2」記載の方法以外での受注も本件違反行為の内容となるという審査官の主張は、わざわざ自ら認定した行為の内容に関する記載を無駄なものとし、事後的に本件違反行為の特定の効果を失わせ、その範囲を日本道路公団元理事らによる割り付けによらない受注行為まで拡張しようとするものにほかならない。このような審査官の主張は、被審人にとり、完全に不意打ちである。

審査官は、本案審決の「事実2」記載以外の方法で受注した物件についても本件課徴金審判手続では争えないと強弁して、被審人に一度たりとも防御の機会を与えないままに課徴金を課そうとしているが、審査官の主張は、被審人の防御の機会を完全に奪うことを意図した、極めて不適正・不公正なものであり、主張として失当なのは明らかである。

イ 綿打高架橋工事及び白狐川橋工事の「当該役務」該当性

(ア) 石川島播磨の清宮からの連絡について

本件違反行為の当事者らは、自ら受注予定者を割り付けることの困難性から、日本道路公団元理事らに割り付けを依頼したものである。したがって、日本道路公団元理事らの割り付けは、受注価格の低落防止及び安定した利益確保実現のために不可欠であり、本件違反行為に必須であった。石川島播磨の清宮は落札予定者を自ら決めるわけではなく、その連絡は、発注者の意向を伝えるからこそ重要であったので

ある。この限りで、石川島播磨の清宮からの連絡は、本件違反行為において非常に重要な機能を担っていた。そして、このような重要な機能があったからこそ、各本件違反行為の当事者は、石川島播磨の清宮の連絡に従い、またこれに拘束され、入札することに合意していたのである。

また、本件違反行為においては、石川島播磨の清宮は、日本道路公団元理事らが割り付けた結果を連絡する役割を負っていたのみであり、当該割付表に基づかない物件については、その連絡係ではなかったのであるから、割付表のないBランクの工事の入札に参加する者に対して、受注予定者などの連絡を行っていなかったのは明らかである。さらに、審査官が主張するとおり、Bランクの工事が相指名業者に受注予定者になることについて了解を得る方法によるのであれば、この了解により既に受注予定者が決定されているはずであり、石川島播磨の清宮の連絡は全く不要である。

以上のとおり、Bランクの工事に対しては、日本道路公団元理事らによる割り付けもなく、石川島播磨の清宮からの連絡もなかったのであるから、本件基本合意に基づいて受注予定者が決められたものではなく、本件違反行為の拘束も及んでいなかったのである。被審人は、平成8年にA会に所属した後も、A会及びK会会員等による談合とは無関係に、日本道路公団が発注する物件を受注していた。被審人は、A会入会後も、日本道路公団が発注する物件を受注しようと思えば、一件一件、最大限の努力をしなければならず、しかも、大きな利益など期待できない状況であり、立場としては、高額なAランクの工事を受注できる他の本件違反行為の当事者よりも、Bランクの工事しか受注できない本件違反行為の当事者以外の指名業者と同じだったのである。Bランクの工事である綿打高架橋工事も白狐川橋工事も、被審人が落札予定者とされ受注した工事で課徴金算定の基礎から除外されている谷村橋工事と同じ方法で、すなわち、A会又はK会の会員らが行った受注調整とは無関係に競争をして受注したものである。

(イ) 綿打高架橋工事

a Bランクの工事である綿打高架橋工事については、前記(ア)のように、石川島播磨の清宮から被審人に受注予定者である旨の連絡は

なかったのであるから、「当該商品又は役務」に該当しない。

- b 綿打高架橋工事では、入札の落札者がいなかったというのであるから、被審人が有利に扱われたということはない。そもそも被審人は、自己の希望する価格では受注できなかったのである。

随意契約の場合、日本道路公団に対して受注希望額を提示しても、その金額で受注できるわけではなく、日本道路公団の予算に合った場合にのみ契約が可能となるのであり、結局日本道路公団の予算、すなわち同公団の希望額でしか受注できないのである。綿打高架橋工事も随意契約であるところ、被審人は、発注者である日本道路公団の希望を受け入れ、入札業者が誰一人希望しないほどの低い価格で、やむなく受注したのである。

このように、綿打高架橋工事の入札手続では、被審人が価格を支配することができなかったのであるから、被審人が有利になるような競争制限効果は生じていない。

- c さらに、綿打高架橋工事の指名業者10社のうち、本案審決において違反行為の当事者とされているものは、被審人のほかは、東鋼橋梁のみであるから、本件違反行為によっては、具体的な競争制限効果を生じさせることはできない。

(ウ) 白狐川橋工事

- a Bランクの工事である白狐川橋工事については、前記(ア)のように、石川島播磨の清宮から被審人に受注予定者である旨の連絡はなかったのであるから、「当該商品又は役務」に該当しない。

- b 白狐川橋工事では、損失が生じる価格でしか入札できなかった。これは、当該工事において指名業者間で競争が生じたことの現れである。したがって、競争制限効果は生じていない。

- c また、白狐川橋工事の指名業者10社のうち、本案審決において違反行為の当事者とされているものは、被審人のほかは、辻産業のみであるから、本件違反行為によっては、具体的な競争制限効果を生じさせることはできない。

ウ 供述調書の信用性

審査官提出の各供述調書（査第4号証ないし第23号証）は、いわゆる伝聞証拠であり、反対尋問による検証を受けていない以上、信用性は

ない。これは、刑事訴訟手続であればそもそも原則として証拠能力は認められていないこと、また、比較的緩やかに証拠能力等が認められる民事訴訟手続においても、証人などの供述がまとめられた陳述書の内容が信用性を持つには、原則として証人尋問手続での反対尋問を必要とすることからも明らかである。特に、本件では、各供述調書のほとんどが、被審人が審判手続の開始を請求した後に作成されたものである。

また、本件では、査第4号証、第5号証及び第7号証など、割付表のないBランクの工事に関するものとは到底考えられない調書があるほか、査第13号証及び第19号証など、審査官の主張が明らかに不合理なものが多数あり、さらに、各供述調書には、その信用性を疑わざるを得ない作成時期及び各調書間の内容の不一致及び変遷などが多数存在することから、審査官提出の各供述調書は、反対尋問を経ない限り、何らの信用性も有しないものである。

第4 審判官の判断

1 本件基本合意について

- (1) 本案審決において認定された本件基本合意の内容は後記ア及びイのとおりであり、本件違反行為は、被審人を含む50社が、遅くとも平成14年4月1日（一部の事業者にとっては平成15年4月1日）以降、平成17年3月31日（一部の事業者を除く。）まで、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、本件基本合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為である。

ア 石川島播磨の担当者らから落札予定者である旨の連絡を受けた者又は共同企業体を受注予定者とする。

イ 受注すべき価格は、受注予定者（受注予定者が共同企業体である場合にあってはその代表者）が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する。

- (2) この点に関して、被審人は、本案審決では、まず、「事実2」で日本道路公団元理事ら作成の割付表に基づく落札予定者の決定方法について述べた上で、石川島播磨の担当者がこの割付表に基づき落札予定者に連絡していることを認定し、それに続いて、石川島播磨の担当者らからの連絡により割付表で決められた落札予定者を受注予定者とする合意があるとしているのであり、当該記載からすれば、本案審決における「事実3」の合

意は、「事実2」に記載された割付表に基づく連絡を受けた場合のことを述べているのは明らかであると主張する。

しかしながら、本案審決においては、本件基本合意の内容は「事実3」の(1)及び(2)のとおり特定されているのであり、「事実2」は、日本道路公団元理事らの関与について認定した事実の記載にとどまり、本件基本合意の内容を構成し、あるいは限定するものとして記載されていないことは文言上明らかである。

したがって、被審人の前記主張は失当である。

2 争点1(本審判手続において本件違反行為の存否について争えるか)について

- (1) 被審人は、本審判手続において本件違反行為の存在を否定する。しかしながら、本審判手続は、勧告審決である本案審決がなされた後に課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金審判手続であるところ、かかる課徴金審判手続においては、その手続の被審人に対し、勧告審決の主文に係る違反行為の存在について争う機会を与えなければならないとする理由は存しない(第3, 1(1)ア記載の各審決参照)。

したがって、被審人が本件違反行為を行っていたことは、本審判手続において争うことはできない。

- (2) なお、査第4号証ないし第13号証、第18号証及び第23号証によれば、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事等については、受注価格の低落防止、安定した利益の確保のため、K会(老舗企業17社)及びA会(後発企業約30社)という談合組織により組織的に受注調整が実施されていたところ、被審人がA会の会員であり、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、同じ談合組織であるK会の会員らと共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが認められるのであり、加えて、被審人の取締役橋梁営業部長である松本勝次が作成した平成17年7月5日付けの被審人の役員会報告書(審第13号証)、被審人代表者である森岡彬眞の陳述書(審第15号証)及び被審人代表者審訊によると、被審人代表者は、被審人が平成8年ころから上記談合組織の一員となっていたことを認識していたことも認められるのであるから、証拠上も、被審人は、本件違反行為の当事者であったと認められる。
- (3) また、被審人は、本件勧告を応諾したのは、平成17年10月ころ被審

人自身や関連会社の民事再生手続で忙殺されていたため及び公正取引委員会から、本件違反行為を認めるよう強い圧力をかけられたためである旨主張する。被審人代表者は、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事については、K会及びA会による受注調整によって被審人が受注したものではないと考えていたため、本件勧告の応諾を拒否したいとの意向を有していたことはうかがわれる（被審人代表者審訊）が、審第15号証、被審人代表者審訊等の証拠を検討するも、公正取引委員会から応諾を事実上強制されるような圧力をかけられた事実は認められないし、被審人側には、審査段階から弁護士が関与していた（審第6号証、第7号証）ことにも照らすと、被審人による本件勧告の応諾が任意性を欠いていたとは到底認められない。

3 争点2（綿打高架橋工事及び白狐川橋工事は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか）について

(1) 「当該役務」の解釈

被審人に課徴金を課するためには、課徴金の対象とされた工事が、独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」の要件を充足しているものであることが必要である。そして、本件においては、基本合意に基づいて受注予定者が決定されることによって競争制限効果が具体的に生じたものは、ここにいう「当該役務」に該当すると解すべきである。

そこで、綿打高架橋工事及び白狐川橋工事の「当該役務」の該当性の判断に当たっては、これらの工事が本件基本合意に基づいて受注予定者が決定されたものか否かについて検討すべきこととなるが、被審人は、割付表のないBランクの工事については、石川島播磨の清宮からの連絡の対象とはならず、したがって、Bランクの工事に該当する両工事については、本件基本合意に基づいて受注調整が行われていなかった旨主張するので、まずこの点について判断する。

(2) Bランクの工事について

ア Bランクの工事については、各項末尾に掲記した証拠により、以下の事実が認められる。

(ア) A会の会員である日本車輛製造株式会社（以下「日本車輛製造」という。）、松尾橋梁株式会社（以下「松尾橋梁」という。）、川鉄橋梁鉄構株式会社（平成15年3月以前の商号は川崎製鉄株式会社で

あった。以下、商号変更の前後を通じて「川鉄橋梁」という。）、日本橋梁株式会社（以下「日本橋梁」という。）及びトピー工業株式会社（以下「トピー工業」という。）は、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、Aランクの工事であるとBランクの工事であるにかかわらず、石川島播磨の清宮から落札予定者である旨の連絡を受け、これに従って、受注予定者が落札できるようにしていたこと。（査第4号証，第10号証ないし第13号証，第18号証，第23号証）

(イ) Bランクの工事である綿打高架橋工事又は白狐川橋工事の指名業者のうち、株式会社イスミック（以下「イスミック」という。）は、K会会員である石川島播磨の、川鉄シビル株式会社（以下「川鉄シビル」という。）及びリバー Steele 株式会社（以下「リバー Steele」という。）はA会会員である川鉄橋梁の、トピーエンジニアリング株式会社（以下「トピーエンジニアリング」という。）はA会会員であるトピー工業の、日車建設工事株式会社（以下「日車建設工事」という。）はA会会員である日本車輛製造の、松尾エンジニアリング株式会社（以下「松尾エンジニアリング」という。）はK会会員である松尾橋梁の、栗鉄工事株式会社（以下「栗鉄工事」という。）はA会会員である株式会社栗本鐵工所（以下「栗本鐵工所」という。）の、日本橋梁エンジニアリング株式会社（以下「日本橋梁エンジニアリング」という。）はK会会員である日本橋梁のそれぞれ子会社ないし関連会社（以下、両者を併せて「子会社等」という。）であり、これらの子会社等がBランクの工事において受注予定者となった場合は、当該子会社等の親会社ないし関連会社（以下、両者を併せて「親会社等」という。）から相指名業者である子会社等の親会社等に、受注に協力してもらいたい旨の連絡が行われており、また、A会の会員が受注予定者となった場合には、相指名業者である子会社等の親会社等を通じて、受注調整の協力を求めていたこと、そして、子会社等は、親会社等の指示によって入札していたこと。（査第6号証，第8号証，第10号証ないし第13号証，第15号証，第16号証，第18号証，第23号証）

(ウ) Bランクの工事の受注を希望する者は、発注者である日本道路公団に対する働きかけを行った上で、相指名業者に落札予定者となること

についての了解を得て、石川島播磨の清宮に当該物件の受注を希望したい旨届出をし、その後、石川島播磨の清宮から落札予定者となった旨の連絡を受けていたこと。（査第4号証、第9号証、第12号証、第13号証、第15号証。なお、石川島播磨の清宮が、査第4号証において、落札予定者を決定し、その旨の連絡を行っていた物件である旨供述する同号証添付の「発注物件一覧」には、Aランクの工事もBランクの工事も区別されることなく記載されている。）

イ 以上において認定した各事実に照らすと、Bランクの工事についても、石川島播磨の清宮から受注を希望する本件違反行為の当事者に対して、落札予定者である旨の連絡が行われており、本件基本合意はBランクの工事も受注調整の対象としていることが認められる。

なお、Bランクに格付けされている綿半インテック株式会社の取締役部長であった秋田叔彦及びリバー Steele の元従業員であった小林孝は、日本道路公団から指名競争入札により発注される工事について、これまでの営業経験から、自由に受注することができないことは承知していた旨供述していること（査第14号証、第16号証）及び複数のBランクの工事の指名業者が、日本道路公団が発注する工事については、受注を希望する会社が相指名業者にその旨の了解をもらうことにより、入札前に受注予定者が決まっており、この会社に協力することが慣行となっていた旨の供述を行っていること（査第15号証、第17号証、第19号証ないし第22号証）等も、Bランクの工事についても受注調整が行われていたことの裏付けとなるものである。

被審人は、Bランクの工事については、受注を希望する者が、相指名業者に落札予定者となることについて了解を得る方法によっていたとすれば、石川島播磨の担当者からの連絡は不要であり、この連絡を要件とする本件基本合意に基づく受注調整の対象とはなっていないはずである旨主張する。しかし、前記アで認定したとおり、Bランクの工事について受注を希望する本件違反行為の当事者及び子会社等は、相指名業者から落札予定者となることの了解を得た上で、石川島播磨の担当者に受注を希望する旨の届出をし、その後、同人から受注予定者となった旨の連絡を受けることにより落札予定者が決定されていたのであるから、被審人のこの主張は失当である。

また、被審人は、審査官が提出する各供述調書について、反対尋問を経ていない伝聞証拠であることや、審判手続開始請求後に供述されたものであること等を理由として、その信用性を争うが、各供述調書の証拠能力に問題はなく、また、反対尋問を経ていない伝聞証拠であることや、審判手続開始請求後に供述されたという点は、それ自体では供述調書の信用性を疑わせるに足りる事情とはいえないし、各供述調書には、不自然な供述の変遷などの信用性を疑うに足りる事情も認められない。

(3) 綿打高架橋工事について

ア 綿打高架橋工事については、平成14年9月26日に入札が行われたこと、「第三京浜道路綿打高架橋支承改良工事」との工事名で、日本道路公団東京管理局が指名競争入札の方法により発注した鋼橋上部工工事であること及びBランクの工事であることについては争いのないところ、前記(2)のとおり、Bランクの工事も本件基本合意の対象工事であり、また、前記2のとおり本件違反行為の当事者と認められる被審人が受注したのであるから、特段の事情のない限り、綿打高架橋工事について、被審人が、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて、受注予定者となったものと推認すべきである。

そして、本件においては、上記特段の事情はうかがわれぬのみならず、以下の(ア)ないし(ウ)の各証拠にも照らすと、綿打高架橋工事については、本件基本合意に基づいて、被審人が、石川島播磨の清宮から落札予定者である旨の連絡を受けて受注予定者に決定され、受注したことが認められる。

(ア) 石川島播磨の清宮は、査第4号証において、同号証添付の「発注物件一覧」に記載された物件中、公正取引委員会の立入検査前に公告があった146物件について、落札予定者への連絡を行った旨供述しているところ、その中に綿打高架橋工事も含まれている。

(イ) 綿打高架橋工事の指名業者である日車建設工事の増野弘(以下「日車建設工事の増野」という。)は、査第9号証において、綿打高架橋工事では受注予定者である被審人が落札できるように協力した旨供述しており、また、日車建設工事の親会社である日本車輛製造の牧野年(以下「日本車輛製造の牧野」という。)も、査第10号証において、「受注予定会社である桜井鉄工の先程も申しました増田さんから、

当社に日車建設工事が応札すべき価格の連絡があったものと思いません。」、「いずれにしても、受注予定者である桜井鉄工が落札できるよう、桜井鉄工の入札価格より高い価格で応札し、同社が受注できるよう協力したということです。」と供述している。

(ウ) 綿打高架橋工事の指名業者である川鉄橋梁の鈴木正孝は、査第13号証において、入札前に被審人のA会における主担当者である増田から、川鉄シビル及びリバーsteelが入札すべき価格の連絡があり、川鉄シビル及びリバーsteelに入札価格を連絡した旨供述している。

イ ところで、綿打高架橋工事の入札については、日本道路公団により、2回にわたる入札が実施されたが、予定価格(1億5207万円)以下に達した価格の入札がなかったことから、入札参加者の中で最低となる価格(1億5400万円)で入札した被審人に見積価格を提示させて、被審人が綿打高架橋工事を受注したことが認められる。(査第1号証、第3号証)

この点を捉えて、被審人は、綿打高架橋工事では被審人が有利に扱われたということはない、自己の希望する価格では受注できなかった、及び発注者である日本道路公団の希望を受け入れ、入札業者がだれ一人希望しないほどの低い価格でやむなく受注した旨述べ、綿打高架橋工事の入札手続では、被審人が価格を支配することができなかったのだから、被審人が有利になるような競争制限効果は生じていないと主張する。

しかしながら、個別物件における競争制限効果は、前記(1)のとおり、基本合意に基づいて、受注予定者が決定されたことにより具体的に発生するのであり、被審人が主張する上記各事情は、個別物件における競争制限効果の具体的発生を否定するものとはならない。

ウ また、被審人は、綿打高架橋工事の指名業者10社のうち、本件違反行為の当事者は、被審人と東鋼橋梁の2社のみであり、本件違反行為によっては、具体的な競争制限効果を生じさせることはできない旨主張する。そして、査第1号証及び本案審決によれば、同工事の入札参加者のうち本件違反行為の当事者は被審人と東鋼橋梁の2社のみで、その余のイスミック、川鉄シビル、トピーエンジニアリング、日車建設工事、深

井建設株式会社（以下「深井建設」という。）、松尾エンジニアリング、リバーsteel及び綿半鋼機株式会社（以下「綿半鋼機」という。）の8社は本件違反行為の当事者以外の者であることが認められる。

しかしながら、基本合意に基づき受注予定者が決定されたことが認められれば、特段の事情のない限り、個別物件において競争制限効果が具体的に発生したというべきであるところ、上記のように単に本件違反行為の当事者以外の者が8社、同工事の入札に参加していたというだけでは、上記特段の事情があるとはいえない。

かえって、本案審決及び査第9号証、第11号証ないし第17号証によれば、同工事については、イスミック、川鉄シビル、トピーエンジニアリング、日車建設工事、松尾エンジニアリング及びリバーsteelは、それぞれ、いずれも本件違反行為の当事者である親会社等の石川島播磨、川鉄橋梁、トピー工業、日本車輛製造及び松尾橋梁から指示を受けて被審人の落札に協力し、深井建設は被審人からの依頼を受けて被審人の落札に協力し、綿半鋼機も被審人の落札に協力したことが認められる。

したがって、同工事について、競争制限効果が具体的に生じたものと認められる。

(4) 白狐川橋工事について

ア 白狐川橋工事は、平成15年10月20日に入札が行われたこと、「館山自動車道白狐川橋（鋼上部工）工事」との工事名で、日本道路公団東京建設局が指名競争入札の方法により発注した鋼橋上部工工事であること及びBランクの工事であることについては争いがないところ、前記(2)のとおり、Bランクの工事も本件違反行為の対象工事であり、また、前記2のとおり本件違反行為の当事者と認められる被審人が受注したのであるから、綿打高架橋工事と同様、白狐川橋工事についても、特段の事情がない限り、石川島播磨の担当者から落札予定者である旨の連絡を受けて、被審人が受注予定者となったと推認すべきである。

そして、本件においては、上記特段の事情はうかがわれないのみならず、以下の(ア)ないし(エ)の各証拠にも照らすと、白狐川橋工事についても、本件基本合意に基づいて、被審人が、石川島播磨の清宮から落札予定者である旨の連絡を受けて受注予定者に決定され、受注したことが認められる。

- (ア) 石川島播磨の清宮は、査第4号証において、同号証添付の「発注物件一覧」に記載された物件中、公正取引委員会の立入検査前に公告があった146物件について、受注予定者への連絡を行った旨供述しているところ、その中に白狐川橋工事も含まれている。
- (イ) 白狐川橋工事の指名業者である日本橋梁エンジニアリングの親会社である日本橋梁の片山正人は、査第18号証において、白狐川橋工事の入札前の平成15年10月17日に、被審人の増田から、同人に対して、被審人の入札価格が2億5600万円であり、事前に公表されていた予定価格が2億6720万円であることから、被審人の入札価格より高く、予定価格より安い価格で入札するよう依頼されたと供述している。
- (ウ) 相指名業者の辻産業に元勤務していた神田宏は、査第8号証において、「受注予定会社である桜井鉄工のA会における主担当者である増田さんだっただと思いますが、この方から私に当社が応札すべき価格の連絡があったと記憶しています」、「当社は、受注予定会社である桜井鉄工が落札できるよう、桜井鉄工の入札価格より高い価格で応札し、同社が受注できるよう協力しました」と供述している。
- (エ) 相指名業者の日車建設工事の増野は、査第9号証において、被審人が白狐川橋工事を受注できるように協力した旨供述しており、また、同社の親会社である日本車輛製造の牧野は、査第10号証において、「受注予定会社である桜井鉄工のA会における主担当者であった増田さんから、当社に日車建設工事が応札すべき価格の連絡があったと記憶しています。」、「桜井鉄工が入札する価格である2億5600万円よりいくらか高い応札価格を言われ、その価格以上で応札するよう連絡が来ておりました。」と供述している。
- イ 被審人は、白狐川橋工事では、損失が生じる価格でしか入札できなかったから競争制限効果は生じていない旨主張するが、前記(3)と同様、個別物件の競争制限効果は、基本合意に基づき受注予定者が決定されたことにより具体的に発生するのであるから、被審人が主張する事情は、競争制限効果の具体的発生に何ら影響を与えるものではない。
- ウ また、被審人は、白狐川橋工事の指名業者10社のうち、本件違反行為の当事者は、被審人と辻産業の2社のみである旨主張する。そして、

査第 2 号証及び本案審決によれば，同工事の入札参加者のうち本件違反行為の当事者は被審人と辻産業の 2 社のみで，その余の飯田鉄工株式会社（以下「飯田鉄工」という。），石原工業株式会社（以下「石原工業」という。），清本鐵工株式会社（以下「清本鐵工」という。），栗鉄工事，株式会社日本製鋼所（以下「日本製鋼所」という。），日本橋梁エンジニアリング，日車建設工事及び松尾エンジニアリングの 8 社は本件違反行為の当事者以外の者であることが認められる。

しかしながら，基本合意に基づき受注予定者が決定されたことが認められれば，特段の事情がない限り，個別物件において競争制限効果が具体的に発生したというべきであるところ，上記のように単に本件違反行為の当事者以外の者が 8 社，同工事の入札に参加していたというだけでは，上記特段の事情があるとはいえないことは前記（3）ウで述べたとおりである。

かえって，本案審決及び査第 9 号証，第 11 号証，第 18 号証ないし第 23 号証によれば，同工事については，日本橋梁エンジニアリング，日車建設工事及び松尾エンジニアリングは，それぞれ，いずれも本件違反行為の当事者である親会社等の日本橋梁，日本車輛製造及び松尾橋梁から指示を受けて被審人の落札に協力し，飯田鉄工，石原工業，清本鐵工及び日本製鋼所のいずれも被審人から依頼を受けて被審人の落札に協力したことが認められる。また，本案審決及び査第 19 号証，第 22 号証によれば，栗鉄工事は栗本鐵工所の子会社であることが認められ，同社の指示により被審人の落札に協力したことが推認される。

したがって，同工事についても，前記（3）と同様，競争制限効果が具体的に生じたものと認められる。

- (5) 前記（1）ないし（4）で検討したところによれば，綿打高架橋工事及び白狐川橋工事は，独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の「当該役務」に該当し，いずれも課徴金の対象となる。

第 5 法令の適用

したがって，本件については，独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定を適用して，被審人に対し，同法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成20年10月3日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官 原 啓一郎

審判官 小 林 渉

審判官 佐 藤 郁 美

課徴金算定対象物件一覧

番号	工事名	入札日	契約日	施行令第6条に定められた対価の額（消費税込，円）
1	第三京浜道路綿打高架橋支承改良工事	平成14年9月26日	平成14年9月27日	160,547,034
2	館山自動車道白狐川橋（鋼上部工）工事	平成15年10月20日	平成15年10月24日	299,080,072
合 計				459,627,106

平成17年(勸)第13号

審 決

被審人 別紙の表1被審人目録記載のとおり

公正取引委員会は、平成17年9月29日、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第48条第2項の規定に基づき勧告を行ったところ、上記の者らがこれを応諾したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

主 文

- 1 別紙の表1被審人目録記載の40社は、遅くとも平成14年4月1日(別紙の表3記載の事業者にあつては平成15年4月1日)以降、平成17年3月31日(古河機械金属株式会社にあつては平成17年3月30日、別紙の表4記載の事業者にあつては同表の「期日」欄記載の年月日ころ)まで行っていた、日本道路公団が支社、建設局及び管理局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により鋼橋上部工工事として発注する工事(鋼橋上部工工事以外の工種と一体として発注する工事を含む。)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議しなければならない。
- 2 前記40社のうち古河機械金属株式会社を除く39社は、次の(1)及び(2)の事項を、自社を除く38社、別紙の表2記載の事業者及び別紙の表5記載の事業者に、それぞれ、通知するとともに、日本道路公団から高速道路の新設、改築、維持、修繕等に関する業務を承継した東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の3社に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

また、古河機械金属株式会社は、次の(1)の事項を、別紙の表5記載の事業者、前記39社及び別紙の表2記載の事業者に通知するとともに、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社に通知し、かつ、別紙の表5記載の事業者をして同社の従業員に次の(2)の事項を周知徹底させるよう指導しなければならない。

これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を

受けなければならない。

(1) 前項に基づいて採った措置

(2) 今後、共同して、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）により発注する前記工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3 前記39社は、今後、それぞれ、相互の間において又は他の事業者と共同して、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定してはならない。

また、古河機械金属株式会社は、今後、別紙の表5記載の事業者をして、前記39社と相互に又は他の事業者と共同して、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者の決定をさせてはならない。

4 前記39社は、今後、それぞれ、相互の間において又は他の事業者と共同して、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定することがないようにするため、次の(1)ないし(4)の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

また、古河機械金属株式会社は、別紙の表5記載の事業者に対し、今後、別紙の表5記載の事業者が、前記39社と相互に又は他の事業者と共同して、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定することがないようにするため、次の(1)ないし(4)の事項を行うために必要な措置を講じるよう指導しなければならない。この指導の内容については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 独占禁止法の遵守に関する行動指針の作成又は改定

(2) 前記工事の営業担当者に対する定期的な研修及び監査

(3) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整備

(4) 独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置

5 前記39社は、平成14年4月1日以降平成17年3月31日までの間に第1項の行為に関与していた自社の営業担当者を日本道路公団から前記業務を承継し

た前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事に係る営業業務から速やかに配置転換する等し、少なくとも今後5年間同業務に従事させてはならない。このことを取締役会において決議しなければならない。

また、古河機械金属株式会社は、別紙の表5記載の事業者に対し、平成14年4月1日以降平成17年3月30日までの間に第1項の行為に関与していた営業担当者を日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が競争入札の方法により発注する前記工事に係る営業業務から速やかに配置転換させる等し、少なくとも今後5年間同業務に従事させないことを取締役会において決議するよう指導しなければならない。

6 前記40社のうち日本道路公団の退職者を自社の役員又は従業員として受け入れている事業者は、同役員又は従業員を、日本道路公団から前記業務を承継した前記3社が発注する前記工事に係る営業業務に従事させてはならない。このことを取締役会において決議しなければならない。

7(1) 前記40社は、第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

(2) 前記39社は、第4項の(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後5年間、毎年、当委員会に報告しなければならない。

また、古河機械金属株式会社は、別紙の表5記載の事業者に対する指導のうち、第4項の(2)の実施に係る指導に基づき同事業者が実施した措置の内容を、今後5年間、毎年、当委員会に報告しなければならない。

事 実

当委員会が認定した事実は、次のとおりである。

1(1)ア 別紙の表1被審人目録記載の40社(以下「40社」という。)のうち古河機械金属株式会社を除く39社は、それぞれ、同目録中「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、日本道路公団(平成17年10月1日以降は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社をいう。以下後記イにおいて同じ。)が発注する鋼橋上部工工事の請負業を営む者である。

40社のうち、別紙の表6記載の事業者は、同表の「期日」及び「備考」欄記載のとおり、商号変更をしたものである。

40社のうち、古河機械金属株式会社は、別紙の表1被審人目録中「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を営んでいた者であるが、平成17年3月31日に、別紙の表5記載の事業者に対し、会社分割により同工事の請負に関する事業を承継させ、以後、同事業を営んでいない。

イ 別紙の表2記載の5社(以下「5社」という。)は、それぞれ、同表中「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を営む者である。

- (2) JFEスチール株式会社は、東京都千代田区内幸町二丁目2番3号に本店を置き、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を営んでいた者であるが、平成15年4月1日に、別紙の表3記載の事業者に対し、会社分割により同工事の請負に関する事業を承継させ、同日付けで川崎製鉄株式会社(以下「川崎製鉄」という。)から現商号に変更したものであり、以後、同事業を営んでいない。
- (3) 別紙の表7記載の4社は、それぞれ同表の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を営んでいた者であるが、「期日」欄記載の年月日ころに「事由」欄記載の事由により同事業を取りやめている。
- (4) 日本道路公団は、支社、建設局及び管理局において、鋼橋上部工工事として発注する工事(鋼橋上部工工事以外の工種と一体として発注する工事を含む。以下同じ。)の大部分を一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により発注していた。このうち、一般競争入札に当たっては、公告により所定の条件を付して入札の参加希望者を募り、当該条件を満たす入札の参加希望者すべてを当該入札の参加者としていた。公募型指名競争入札に当たっては、日本道路公団が競争入札参加者の資格要件を満たす者として名簿に登載している者(以下「有資格者」という。)の中から一定の範囲の者に技術資料の提出を求め、提出された技術資料を審査した上で当該入札の参加者を指名していた。また、指名競争入札に当たっては、有資格者の中から当該入札の参加者を指名していた。

なお、日本道路公団は、競争入札の方法により鋼橋上部工工事として発注す

る工事のうち，工事費が，平成14年度までは15億円以上のもの，平成15年度以降は10億円以上のものについて，有資格者を構成員とする共同企業体を結成させて入札の参加者とするものがあつた。

また，日本道路公団は，競争入札の方法により鋼橋上部工工事として発注する工事の一部について，事業者には価格以外の施工方法等の提案内容をもって入札参加の申込みをさせ，入札価格が予定価格の制限の範囲内である等一定の要件を満たした入札の参加者のうち，評価値（施工方法等の提案内容に係る評価内容を点数化し，当該入札の参加者の入札価格で除した数値をいう。）の高い者をもって落札者とする総合評価落札方式を採用していた。

- (5) 日本道路公団は，毎年度，競争入札及び随意契約により鋼橋上部工工事として発注する工事について，年度当初，10月初旬等において，当該年度の工事発注見通しを公表していた。
 - (6) 日本道路公団は，平成17年10月1日に，鋼橋上部工工事として発注する工事を含む同公団の高速道路の新設，改築，維持，修繕等に関する業務を，東日本高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の3社に承継させた後，同日付けで解散した。
 - (7) 40社並びに5社，川崎製鉄及び別紙の表7記載の4社（以下「40社及び10社」という。）の大部分の者は，日本道路公団の退職者を，自社の役員又は従業員として受け入れているところ，当該役員又は従業員は，日本道路公団が鋼橋上部工工事として発注する工事に係る未公表情報の収集等の業務を行っていた。
- 2(1) 日本道路公団元理事（同公団を理事で退職して株式会社横河ブリッジに勤務している者をいう。以下同じ。）は，遅くとも平成14年4月1日以降，同人及び前記1(7)の役員又は従業員が日本道路公団の発注等業務担当職員から収集した鋼橋上部工工事として発注する工事に係る未公表情報，前記1(5)の公表後の工事発注見通し及び入札の公告等に基づき，各社の過去の受注実績等を勘案し，三菱重工業株式会社の営業責任者級の者と話合いの上，日本道路公団が鋼橋上部工工事として発注する工事についての落札を予定する者又は共同企業体（以下「落札予定者」という。）を選定した一覧表（以下「割付表」という。）を年度当初等に作成し，作成の都度，日本道路公団理事に提示して，その内容の承認を受け，同理事の指示に従い，承認された割付表を同公団の職員に提出していた。

- (2) 元公団理事らは、割付表に落札予定者として記載された者に対し当該者が落札予定者である旨の連絡が確実に行われるよう、石川島播磨重工業株式会社の営業責任者級の者（以下「石川島播磨の担当者」という。）に、割付表の写しを渡すなどして、発注予定工事ごとの落札予定者の名称を示し、石川島播磨の担当者は、これを受け、発注予定工事に係る入札の公告等が行われた後に、落札予定者にその旨を連絡していた。
- 3 40社及び10社は、遅くとも平成14年4月1日（別紙の表3記載の事業者にあつては平成15年4月1日）以降、平成17年3月31日（別紙の表4及び表7記載の事業者にあつては同表の「期日」欄記載の年月日ころ、川崎製鉄にあつては平成15年3月31日、古河機械金属株式会社にあつては平成17年3月30日）まで、日本道路公団が支社、建設局及び管理局において競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）により鋼橋上部工工事として発注する工事（以下「日本道路公団発注の鋼橋上部工工事」という。）について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため
- (1) 石川島播磨の担当者らから落札予定者である旨の連絡を受けた者又は共同企業体を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする
- (2) 受注すべき価格は、受注予定者（受注予定者が共同企業体である場合にあってはその代表者）が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する
- 旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- 4 40社及び10社は、前記3により、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の大部分を受注していた。
- 5 平成16年10月5日、本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、別紙の表4記載の事業者は、同表の「期日」欄記載の年月日ころ以降、それぞれ、前記3の合意から離脱している。

法 令 の 適 用

上記の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

40社及び10社は、共同して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取

引制限に該当し，独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり審決する。

平成17年11月18日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 柴 田 愛 子

委員 三 谷 紘

委員 山 田 昭 雄

委員 濱 崎 恭 生

表1 被審人目録

本店の所在地	事業者	代表者
東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	JFEエンジニアリング株式会社	代表取締役 齊藤 脩
東京都港区芝浦四丁目4番44号	株式会社横河ブリッジ	代表取締役 佐々木恒容
東京都中央区日本橋大伝馬町7番5号	株式会社宮地鐵工所	代表取締役 縣 保佑
富山県南砺市苗島4610番地	川田工業株式会社	代表取締役 川田 忠裕
東京都千代田区大手町二丁目2番1号	石川島播磨重工業株式会社	代表取締役 伊藤 源嗣
東京都港区芝浦四丁目18番32号	株式会社東京鐵骨橋梁	代表取締役 鳥居 敬孝
神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号	川崎重工業株式会社	代表取締役 大橋 忠晴
大阪市港区磯路二丁目20番21号	駒井鉄工株式会社	代表取締役 笠畑 恭之
大阪市西区西本町三丁目1番43号	松尾橋梁株式会社	代表取締役 臼井 淳
東京都中央区湊一丁目9番9号	瀧上工業株式会社	代表取締役 寺田 四郎
東京都千代田区四番町5番地9	トピー工業株式会社	代表取締役 清水 良朗
大阪市大正区南恩加島六丁目2番21号	片山ストラテック株式会社	代表取締役 大高 善靖
東京都品川区北品川五丁目9番11号	住友重機械工業株式会社	代表取締役 日納 義郎
大阪市住之江区南港北一丁目7番89号	日立造船株式会社	代表取締役 古川 実
大阪市北区中津一丁目6番24号	日本橋梁株式会社	代表取締役 酒井 伸一
名古屋市熱田区三本松町1番1号	日本車輛製造株式会社	代表取締役 松田 和久
千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	株式会社サクラダ	代表取締役 村上 道夫
東京都中央区築地五丁目6番4号	三井造船株式会社	代表取締役 元山 登雄
大阪市西区北堀江一丁目12番19号	株式会社栗本鐵工所	代表取締役 横内 誠三
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	高田機工株式会社	代表取締役 西前 博一
東京都江東区新砂一丁目6番27号	日本鉄塔工業株式会社	代表取締役 有田 陽一
東京都台東区蔵前一丁目17番4号	川鉄橋梁鉄構株式会社	代表取締役 井上 義治
富山県中新川郡立山町鉾木220番地	佐藤鉄工株式会社	代表取締役 関口 啓司
大阪市大正区南恩加島六丁目20番34号	株式会社ハルテック	代表取締役 會田 正
神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号	株式会社神戸製鋼所	代表取締役 犬伏 泰夫
山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部興産機械株式会社	代表取締役 山本 謙
東京都中央区勝どき四丁目5番17号	株式会社巴コーポレーション	代表取締役 菊池 昌利
大阪府中央区北浜四丁目5番33号	住友金属工業株式会社	代表取締役 友野 宏
東京都千代田区平河町二丁目3番24号	佐世保重工業株式会社	代表取締役 森島 英一
大阪市西区立売堀二丁目1番9号	株式会社名村造船所	代表取締役 名村 建彦
徳島市南田宮一丁目1番62号	株式会社アルス製作所	代表取締役 坂本 孝
札幌市中央区北一条西一丁目5番地	株式会社釧路製作所	代表取締役 寺村 信正
北海道室蘭市崎守町385番地	株式会社檜崎製作所	代表取締役 藤井 久司

本店の所在地	事業者	代表者
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	古河機械金属株式会社	代表取締役 吉野 哲夫
北海道函館市弁天町20番3号	函館どつく株式会社	代表取締役 村井 英治
札幌市西区発寒十条十三丁目1番1号	豊平製鋼株式会社	代表取締役 石井 功一
大阪市北区中之島三丁目6番32号	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	代表取締役 木村 進一
長崎県西海市大島町1605番地の1	株式会社大島造船所	代表取締役 中川 齊
札幌市清田区平岡二条三丁目9番1号	桜井鉄工株式会社	代表取締役 森岡 彬眞
長崎県佐世保市光町177番地2	辻産業株式会社	代表取締役 辻 恒充

表2

本店の所在地	事業者	代表者
東京都港区港南二丁目16番5号	三菱重工業株式会社	代表取締役 佃 和夫
東京都千代田区大手町二丁目6番3号	新日本製鐵株式会社	代表取締役 三村 明夫
甲府市長松寺町6番2号	株式会社コミヤマ工業	代表取締役 小宮山 要
三重県松阪市大津町1607番地の1	宇野重工株式会社	代表取締役 宇野 恭生
東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番7号	東綱橋梁株式会社	代表取締役 来栖 肇

表3 被審人中,それ以外の者から会社分割により日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を承継した事業者

事業者	期 日	備 考
川鉄橋梁鉄構株式会社	平成15年4月1日	川崎製鉄株式会社が,平成14年8月14日に全額出資により設立し,平成15年4月1日に会社分割により,日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を承継した者である。

表4 被審人中,合意から離脱した事業者

事業者	期 日
住友金属工業株式会社	平成16年10月27日
株式会社神戸製鋼所	平成16年10月29日

表5 被審人及び表2記載の事業者以外の者で,会社分割により日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を承継した事業者

事業者	本店の所在地	備 考
古河産機システムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	古河機械金属株式会社が,平成16年5月19日に全額出資により設立し,平成17年3月31日に会社分割により,日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を承継した者である。

(平成17年9月29日現在)

表6 被審人中,商号変更をした事業者

事業者	期 日	備 考
JFEエンジニアリング株式会社	平成15年4月1日	日本鋼管株式会社が商号変更をしたものである。

表7 被審人及び表2記載の事業者以外の者で、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の請負業を取りやめている事業者

事業者	本店の所在地	期 日	事 由
富士車輛株式会社	滋賀県守山市千代町 13番地1	平成15年12月17日	鋼橋上部工工事の請負業を取りやめることを公表し、日本道路公団の支社、建設局及び管理局に対し、鋼橋上部工工事の競争入札参加資格認定通知の取消申請を行い、平成15年12月17日までに同取消通知を受けた。
株式会社酒井鉄工所	大阪府堺市出島西町 3番地の1	平成16年3月8日	平成16年3月8日に民事再生計画が認可されるとともに、鋼橋上部工工事の請負業を取りやめた。
東日本鉄工株式会社	東京都台東区東上野 一丁目11番4号	平成16年9月28日	平成16年9月28日付けで東京地方裁判所から破産宣告を受けた。
東海鋼材工業株式会社	愛知県海部郡飛島村 金岡47番地	平成17年3月31日	日本道路公団に対し、平成17年3月31日をもって鋼橋上部工工事の請負業からの撤退を通知するとともに、同日をもって同事業を取りやめた。

(平成17年9月29日現在)